四　事業協同小組合又は協同組合連合会でその組合員又は所属員の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる共同して行う事業

五　合併会社、出資会社、承認合併会社又は承認出資会社が実施する総合特別区域法第二条第三項第五号イに掲げる共同して行う事業（合併をしようとする者の三分の二以上が経済産業省関係総合特別区域法施行規則第一条第一項第二号イに規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものに限る。）が実施する事業を除く。）

附　則

この省令は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日から施行する。

○総務省令第百十一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

総務大臣　片山　善博

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百九十一条の六第六項」を「第二百九十一条の六第七項」に改める。

第六条の三中「第五十九条の四第三項」を「第五十九条の四第四項」に改める。

第八条中「第二百九十一条の六第六項」を「第二百九十一条の六第七項」に改める。

第十二条の三を削り、第十二条の三の二を第十二条の三とする。

第二十四条を削る。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式及び別記何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式中「第七十四条第七項及び第八項」を「第七十四条第八項及び第九項」に改める。

別記何事業団理事長（理事）（監事）（職員）措置請求書様式を削る。

（地方税法施行規則の一部改正）

第二条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

（地方公務員給与実態調査規則の一部改正）

第三条　地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、広域連合及び地方開発事業団」を「及び広域連合」に改める。

（特別交付税に関する省令の一部改正）

第四条　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号の表第十六号中「地方開発事業団」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地方開発事業団」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第五条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三号及び第四号を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「地方自治法施行規則第十二条の三の二」を「地方自治法施行規則第十二条の三」に、「同規則第十二条の三の二」を「地方自治法施行規則第十二条の三」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第七条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「等」を削り、同条中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」を削る。

附則第二条の四の見出し中「等」を削り、同条中「又は地方開発事業団」を削る。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「又は地方開発事業団」を削り、同条中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」を削る。

第十三条の見出し中「組合等」を「組合」に改め、同条中「又は地方開発事業団（以下「組合等」という。）」を削り、同条第一号中「組合等」を「組合」に改め、「又は当該地方開発事業団の設置団体間」を「当該組合等」を「組合」に改め、同条第二号中「組合等の」を「組合の」に改め、「又は当該地方開発事業団の設置団体間」を削り、「当該組合等」を「組合」に、「組合等ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合計した」を「当該組合に設置されている会計ごとに、法第二条第二号イに掲げる合算額又は同号ロに掲げる資金の不足額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額が、同号ハに掲げる当該超える額又は同号ニに掲げる資金の剰余額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額を超える場合における当該超える」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十条第四号中「又は地方開発事業団」を削り、「組合等」を「組合」に改める。

第二十一条第六項中「又は地方開発事業団」を削り、「組合等」を「組合」に改める。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○総務省令第百十二号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに同令第五条第三項及び第四項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての地方公務員等共済組合法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

総務大臣　片山　善博

地方公務員等共済組合法施行規則の臨時特例に関する省令

（地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した収入の額の特例）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合の組合員及びその被扶養者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三第二項第一号に規定する収入の額については、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の三の二の規定により算定した額が、同条中「健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十四条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額」とあるのは、「平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第九十八号）第一条第一項の規定により読み替えた場合における健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十五条の規定により算定した収入の額」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

（特例政令第五条第三項の介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（以下「特例政令」という。）第五条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の三第一項及び第二項（特	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等に